

プラットフォームサービスに関する研究会（第16回）

1 日時 令和元年11月29日（金）10:00～12:00

2 場所 総務省第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）構成員

宍戸座長、生貝構成員、大谷構成員、木村構成員、崎村構成員、手塚構成員、寺田構成員、松村構成員、宮内構成員

（2）総務省

谷脇総合通信基盤局長、竹内サイバーセキュリティ統括官、竹村電気通信事業部長、今川総合通信基盤局総務課長、大村料金サービス課長、梅村消費者行政第一課長、中溝消費者行政第二課長、赤阪サイバーセキュリティ統括官室参事官、富岡事業政策課市場評価企画官、清水消費者行政第二課企画官

4 議事

（1）事務局説明（論点整理（案））

（2）意見交換

（3）その他

【宍戸座長】 本日は、皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、プラットフォームサービスに関する研究会第16回会合を開催させていただきます。

冒頭、カメラ撮りがあると伺っておりますので、少々お待ちください。

【清水消費者行政第二課企画官】 報道関係の方が退席されますので、しばらくお待ちください。

(マスコミ退室)

【宍戸座長】 それでは、議事に入ります。今回は、最終報告書（案）の取りまとめに向けて、論点整理（案）についてご議論いただくとともに、「トラストサービス検討ワーキンググループ最終取りまとめ（案）」についてご報告をいただく予定です。

進め方でございますけれども、「フェイクニュースや偽情報への対策の在り方について」と「利用者情報の適切な取扱いの確保について」と、この2つに項目を区切って、それぞれご議論をいただきたいと考えております。

それでは、まず資料16-1「論点整理（案）」の「I. フェイクニュースや偽情報への対策の在り方について」、事務局からご説明をお願いいたします。

【清水消費者行政第二課企画官】 資料16-1の4ページ目をご覧ください。項目は序としておりますけれども、フェイクニュースや偽情報への対策の必要性・目的について、でございます。フェイクニュースや偽情報への対策は、その目的及び必要性を明確にすべきではないか。プラットフォームに固有の特性がフェイクニュースの顕在化の一因になっているのではないか。

次のページをご覧ください。プラットフォーム上におけるフェイクニュースの流通は、利用者が安心・信頼してサービスを利用することができなくなる、利用者の知る権利が阻害されるなど、利用者にとっての不利益をもたらすおそれがあるのではないか。また、民主政治を歪めたり、政治的分断を深めたりするおそれや、国家の安全保障を揺るがすおそれなどがあるのではないか。我が国においても近い将来、欧州や米国と同様の問題が生じ得ることを念頭に、対策を検討する必要があるのではないか。

6ページに入りますが、利用者が安心・信頼してインターネットを利用することができるよう、関係者が行い得る取組について整理が必要ではないか。また、我が国におけるフェイクニュースの実態を踏まえて、対策を検討することが適当なのではないかとしております。

続きまして、項目 1 でございます。7 ページ目、自主的スキームの尊重につきまして、表現の自由への委縮効果の懸念、フェイクニュースの該当性判断の困難性、諸外国における法的規制の運用に懸念などを踏まえ、まずは民間部門における自主的な取組を基本とした対策を進めていくべきではないか。フェイクニュースの生成・増幅・拡散がプラットフォームのエコシステムにおける問題に依存している部分が大きいことから、プラットフォーム事業者による主体的な取組が求められるのではないかと。仮に自主的スキームが達成されない場合あるいは効果がない場合には、行政からの一定の関与も必要ではないか。ただし、個別のコンテンツの内容判断に関わるものについては、政府の介入は極めて慎重であるべきではないか。他方、透明性やアカウントビリティの確保を始めとした個別のコンテンツの内容判断に関わるもの以外については、政府として一定の関与を行うことも考えられるのではないかと。

続きまして、項目の 2、9 ページ目になりますが、我が国におけるフェイクニュースの実態調査につきまして、まずは我が国においてどのような情報の流通が問題になっているのかについて明らかにする必要があるのではないかと。行政及び研究者などが協力して、その実態を正確に把握した上で取組を進めていくことが必要ではないかと。プラットフォーム事業者は、実態把握に関して協力を行うことが望ましいのではないかとしております。

続きまして、項目 3、多様なステークホルダーによる協力関係の構築につきまして、産学官民が連携しつつ、プラットフォーム事業者のみならず多様なステークホルダーによる協力関係の構築を図ることが重要ではないかと。政府は、それらの協力関係の構築を支援するコーディネーターとしての役割を果たすことが必要ではないかと。国内外の主要プラットフォーム事業者・政府・消費者などの関係者で構成するフォーラムを設置し、取組の進捗を共有しつつ継続的な検討を行うことが適当ではないかと。フォーラムにおいては、国民・メディアなどに対して取組の結果や課題などが明らかになることでモニタリング機能が果たされ、それらの反応を踏まえてさらなる取組が進められていくというサイクルを回していくことが重要ではないかとしております。

続きまして、項目 4 に入ります。プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウントビリティの確保につきまして、問題となる情報の投稿やアカウントの削除などについては、プラットフォーム事業者自身が自律的に判断して対処することが期待されるのではないかと。個別のコンテンツの内容判断に関わる対応については、政府の介入は極めて慎重であるべきではないかと。ユーザーが安心・信頼してプラットフォームサービス

を利用することができるよう、プラットフォーム事業者によるガバナンスが適切に機能しているか否かについて、利用者・メディアなどが把握することができるようにする観点から、プラットフォーム事業者は、自らの取組の透明性及びアカウントビリティを確保する方策についても同時に進めていくことが望ましいのではないかと。具体的には、サービスの考え方や具体的なポリシーをあらかじめ明確にして公開すること、苦情受付態勢及び苦情処理プロセスを適切に定めて運用すること、対応結果について公開すること、取組の効果について分析を行い公開すること、研究者などが調査分析を行う際に必要な情報を提供することなどが求められるのではないかと。

また、プラットフォーム事業者は、透明性レポートの作成などにより取組全体の対応についてアカウントビリティを果たすとともに、個別の対応について、苦情処理プロセスの中で適切にアカウントビリティを果たすことが望ましいのではないかと。プラットフォーム事業者による取組状況の公開、特に、問題となる情報の分類・苦情処理受け付け・透明性レポートの作成などに当たっては、日本国内の個別事情に応じた対応を行うことが適切ではないかと。既に欧州や米国で実施している取組については、可能な限り我が国でも実施されることが望ましいのではないかと。

プラットフォーム事業者は、AIの技術やアルゴリズムの活用により情報の流通をコントロールしたり削除などの対応を行う場合には、アルゴリズムに関する透明性を確保したり、アカウントビリティを果たしたりすることが望ましいのではないかと。AI技術などにより削除などの対応を行った結果として苦情の申出が生じた場合には、人間による確認や説明を行うことが望ましいのではないかと。

15ページに入りますけれども、政府は、フォーラムの開催などを通じ、フェイクニュースの実態把握を行った上で、プラットフォーム事業者の具体的な対応や、透明性・アカウントビリティ確保方策に関する対応状況を随時適切に把握することが適当ではないかと。仮にこれらの自主的スキームが達成されない場合、あるいは将来的にフェイクニュースの拡散などの問題に対して効果がないと認められる場合には、透明性・アカウントビリティ確保方策に関して、プラットフォーム事業者に対する行動規範策定の働きかけや対応状況の報告の求めなど、行政からの一定の関与も視野に入れて検討を行うことが適当ではないかとしております。

続きまして、項目の5、利用者情報を活用した情報配信への対応。プラットフォーム事業者は、各利用者の利用者情報の集約・分析を行い、個々の利用者ごとの興味や関心に応

じて、利用者に対して効果的・効率的な情報配信を行うことが可能である。これらの特性によりフェイクニュースが効果的に拡散されて問題となりうるところ、一定の対応を検討する必要があるのではないか。また、行動ターゲティングの問題は、フェイクニュースへの対策にとどまらず、より広い観点からの慎重な検討を要する点にも留意すべきではないか。利用者情報を活用した情報配信への対応については、プラットフォーム事業者による自主的取組を基本として、まずは透明性及びアカウントビリティの確保が重要ではないか。

利用者情報を活用した情報配信への対応に関する透明性確保方策の具体例としては、情報配信に関するアルゴリズムの透明性や、ターゲティング広告に関するポリシーや資金源などの公開が考えられるのではないか。政府は、フォーラム等においてプラットフォーム事業者などの対応状況を随時把握することに努め、自主的スキームが達成されない場合には、プラットフォーム事業者に対する行動規範策定の働きかけや対応状況の報告の求めなど、行政からの一定の関与も視野に入れて検討を行うことが適当ではないかとしております。

続きまして、項目の6、ファクトチェックの推進についてでございます。多様な民間主体によるファクトチェックの実践により、表現や言論に関する自律的な取組を通じたフェイクニュースの自然淘汰を目指すべきではないか。我が国において、ファクトチェック活性化のための環境整備を推進していくことが必要ではないか。その活動コストをどのような主体が負担するのが望ましいかについて、議論を継続すべきではないか。ファクトチェック団体の独立性・第三者性を確保しつつ、ファクトチェック団体とプラットフォーム事業者の連携を進めていくべきではないか。政府は、ファクトチェック団体とプラットフォーム事業者の間の協力・連携関係が維持・向上するよう、適切な役割を果たしていくことが適当ではないかとしております。

続きまして、項目の7、情報リテラシー教育の推進。情報を適切に読み取り発信する能力のみならず、現代の情報メディア環境に関する知識を身につける必要があるのではないか。フェイクニュースに対抗する情報リテラシーを身につけることが重要ではないか。利用者がフェイクニュースの被害者になるだけでなく、意図せず拡散に寄与してしまい加害者になってしまう可能性があるという点や、情報の発信には一定の責任が伴うことなどについても、情報リテラシー教育の内容の含まれることが望ましいのではないか。青少年のみならず幅広い利用者に対する情報リテラシー教育の推進が必要ではないか。行政や民間団体のみならず、プラットフォーム事業者と協働した情報リテラシー教育を推進してい

くことが必要ではないか。

続きまして、項目の8、研究開発の推進についてでございます。大量の情報やアカウントを監視・削除する場合、機械学習やAI技術を活用することが考えられるが、プラットフォーム事業者はそれらの技術について研究開発を推進していくことが適当ではないか。疑義情報を選別することに資する技術などの研究開発について政府として引き続き推進すると共に、研究活動を行う研究者などを支援していくことが望ましいのではないか。新たな技術を活用したフェイクニュースに対抗する技術に関する検討を推進していくことが、より一層重要になるのではないか。

続きまして、24ページ、項目の9、情報発信者側における信頼性確保方策の検討についてでございます。伝統的なメディアにおける情報の信頼性の確保のための取組やノウハウも参考とし、現代のメディア環境に対応した情報の信頼性の確保の在り方について検討を深めていくことが適当ではないか。情報の信頼性をどのように確保していくかについて、前述のフォーラムの場を活用する可能性も含めて、伝統的なメディア・ネットメディア・プラットフォーム事業者などの関係者間で、今後検討をさらに深めていく必要があるのではないか。次のページに入りまして、プラットフォーム事業者とネットメディアの協力関係の構築支援や信頼性確保のための施策について、関係者間で引き続き検討することが適当ではないか。デジタルアーカイブの推進・拡大という観点も意識すべきではないか。

最後の項目、10に入ります。国際的な対話の深化。表現の自由など重要な価値観を共有し、インターネット上のルールメイキングに関して国際社会においてコンセンサスを得られるよう、例えば二国間対話やOECDなどの国際機関での議論を通じて、国際的な対話を深めていくことが適当ではないかとしております。

以上になります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。フェイクニュース及び偽情報への対応につきましては、これまで事業者の方々に対してヒアリングを行ってきたほか、お手元の参考資料1でございますけれども、これまでの会合において構成員からさまざまなご意見をいただき、それを踏まえて事務局において論点整理をまとめていただいたものであります。

それでは、これにつきまして、ご自由に構成員の皆様からご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

宮内構成員、お願いします。

【宮内構成員】 宮内でございます。1点質問させていただきたいんですけども、ま

ず、資料の14ページを出していただけますか。AIに関することですが、ここで言っているAI技術やアルゴリズムの活用というのは、これによってフェイクと思われるものを濃縮するというんですか、抽出してくるような作業をするところまでを言っているのか、こういうアルゴリズムで自動的に人の手を介さずに消してしまうところまで含めて言っていられるのか、このあたりをご説明いただきたいんですけれども、お願いできますか。

【中溝消費者行政第二課長】 事務局でございます。この冒頭の表現ぶり、AIの技術やアルゴリズムの活用により情報流通をコントロールあるいは削除等と書いてございますが、これまでのヒアリングを通じて、例えば検索結果を表示するときの検索の表示の順序をいろいろ変えたりとか、あるいは、場合によっては削除みたいなことも含めていろいろな技術的な活用があり得るということが、ある程度見えてきたところかと思っておりますので、今、先生がおっしゃった濃縮のようなこともあり得ると思えますし、場合によっては削除を行う場合もある。ここには表現ぶりとしても「削除等の対応を行う場合には」と書いてございまして、プラットフォーム事業者によって対応はまちまちなのかと考えております。

【宮内構成員】 自動的な処理で、人の手を介さずに消えてしまう場合までも含めて検討されているということだと思んですが、そうすると、確かにそのアルゴリズムの透明性というのは非常に重要な点になってきますけれども、私は2つ問題点があると思っています、AI技術等で例えば機械学習でやった場合に、学習の方法の透明性を言われても、何で消されたのかわからないということがありますので、こういう場合の透明性というのは、確保することが非常に難しいのではないかと。ディープラーニング等の機械学習の学習結果を用いて、こういったコントロールで削除する場合には、透明性の表示が難しいのではないかと、こういうことが、まずあると思います。

それから、もう1つは、わりとアルゴリズム的に削除やコントロールをしていると、そのアルゴリズムの裏をかくような、そういう悪い人は必ず出てくると思うので、これの透明性の確保というのほどこまでやるべきかというのは大きな問題があると思っておりますので、このあたりをしっかりと検討して、ここの部分の記載というのを進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。このあたり、総務省のAI利活用ガイドラインを参照している部分がございますけれども、私もこれの検討に加わっていたので若干申し上げますと、宮内先生ご指摘の点は、利活用ガイドラインをまとめる際にもかなり問題に

なったところであります。例えば透明性という場合には、入出力等の検証可能性及び判断結果の説明可能性に留意してはどうかとかいったような、あるいはアカウントビリティという場合に、その判断結果について、判断により影響を受ける者の理解を得るため、判断に関する正当な意味・理由を説明したりするといったような表現をとるなど、今、宮内先生がおっしゃられたことについては、これまでもいろいろな場面で、AIの透明性とかアカウントビリティについては留意をすべきだということがかなり言われておまして、プラットフォーム事業者によるフェイクニュース・偽インフォメーション対策においても、その点は気をつけられるべき点だろうと思います。この点は、先生ご指摘の点を踏まえて、最終的な取りまとめを行っていく上で配慮する記載にさせていただければと思いますが、よろしゅうございますか。

【宮内構成員】 はい。

【宋戸座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

生貝構成員。

【生貝構成員】 どうもありがとうございます。全体として、これまでの議論を大変丁寧におまとめいただいたところかと存じます。特にこちらの8ページ目のところを書いていただいている情報の削除等に関わる場所というのは極めて慎重な態度というものをとりながら、他方で、このプラットフォームの側での透明性やアカウントビリティ、そういった取組を自主的にしっかり進めていくことを後押ししていくというアプローチを基調として、強調しておくべきところを強調していただいているのかと存じます。

その上で3点ほどでございますけれども、1つは今の宮内構成員の論点とも関わりまして、例えば12ページの一番下のところの点の中でも、プラットフォームに自主的な取組を求めていくことの一つとして、苦情受付体制やプロセス等を適切に定めることなどが書かれているところであり、そして、14ページにあるとおり、そういったことが、これからAI技術等で、かなり自動的な削除等も行われてくるようになってくるといったことというのは、例えば、この検討会でも途中で少し話題になったところですが、急なアカウントの停止、これは個人のアカウントということもあれば、公的アカウントが理由もわからず突然消されてしまうといったことが、世界的なフェイクニュース対策の流れの中でどうしても出てきてしまっている中で、しっかりこのことを、アルゴリズムの透明性というアプローチをとるかはともあれとして、ちゃんとした説明、そして、苦情を受け付けて復旧していただいたりするための手続を、日本人にもわかりやすく示していただく

いうこと。これはフェイクニュース対策というところだけに文脈を閉じるところではございませんけれども、このプラットフォームサービスに関する研究会の全体の大きなテーマであるプラットフォームサービスを、これまで以上に我が国の国民が安心して使っていただけるようにしていこう、そして社会基盤としてしっかり機能していただくといった意味でも大変重要なところかと思っておりますので、そのあたりというのは特に強調いただけるとよろしいのではないかと感じたことが1点目でございます。

次に、2点目につきまして、16ページのところでございます。こちら、特にフェイクニュースにかかわるターゲティング広告というのは、この研究会だと比較的后になってから論点として出てきたところかと記憶しているのですが、ただ、思い返せば、フェイクニュースに関する議論の世界的な一つの大きな原因となったケンブリッジ・アナリティカ事件というのは、このターゲティング広告に関わるところであったと思います。ターゲティング広告一般というのは、今、個人情報保護法等のかかわりの中でも非常にさまざまな取組が進められているところであり、そういった取組との歩調をどのようにとっていくのかといったこと。それに加えて、特に政治などに関わるターゲティングは果たして本当に実施するべきなのかということを含めて、ここ1カ月程度の中でも、プラットフォームにおいて、自主的に取組を活発に進めているところをご承知のとおりかと存じますので、ここは自主的に、つまりターゲティング広告一般の問題とあわせて自主的にどのぐらいプラスアルファで取り組んでいただく必要があるのかなのかということ、そもそも問題意識として非常に重要なところでございますので、もしかすると、ここはもう少し膨らませてよいのかと感じた点でもございました。

最後に、3点目でございますけれども、18ページのところでございます。これは念のためということになるのでございますけれども、市民団体等が行う自律的なファクトチェックというものは極めて重要であり、そのことをしっかりと取り組んでいただくこと、プラットフォームとの協力関係を含めて進めていくということが、大変重要かと思えます。それで、おそらくファクトチェック等に関わる方々の中では共有されていることかと思うのですが、ファクトチェックの対象というのも非常にさまざまな情報がある。少なくともここで想定しているフェイクニュース対策のファクトチェックというのは、例えばメディア等の情報の真偽を検証したりするというものではなく、そして、あくまで焦点としては、出所がわからないアカウント等が、あたかも真実であるかのように真実ではないニュースというものを広く流布させていくといった、出所のよくわからない

流言飛語に近いようなところに対してちゃんとファクトチェックの取組をしていくということが、ここで一つは想定されているところかと思えますので、このことというのも、もしかすると少し、強調されてもいいかと思えました次第です。

【宍戸座長】 3点、いずれも貴重なご指摘、ありがとうございました。ほかにかがでしょうか。

では、寺田さん、お願いします。

【寺田構成員】 寺田でございます。全体的に非常にバランスのとれたものになっていて、非常にいいのかと感じていますが、その中で3点ほど気になりましたので、まず、10ページ、11ページで、協力関係を構築するって、これは非常に重要なことではあるんですが、非常に具体的に、フォーラムにおいてどういったステークホルダーが、のようなことが書かれているんですが、逆に言いますと、1カ所に全部が集中してしまうような形というのが果たしてベストなのかどうなのかというのは、もう少し考える必要があるのかと。こういったものは、ステークホルダーそれぞれの利害関係等もありますので、お互いに牽制し合うような形といったもののほうが効率がよかったり、あるいは効果が高かったりということがありますので、このあたりは、あくまでも今後の考え方という部分にはなっているとは思いますが、フォーラムに全て集めてしまうみたいな形しかないような書きぶりというのは、少しどうかという気はしています。

2点目は、15ページ、それから17ページで出てくるんですが、行政の関与ですね。私もこちらで、何らかの形で行政というものが影響力を及ぼすことが必要になるかもしれないというお話をさせていただきましたので、そういった意味では賛成ですが、ただ、この中で、誰がどんなプロセスで判断するのかとかといったことが丸々抜けていて、一方的に行政が何らかの力を加えていくようなイメージを持たれかねないので、このあたりはもう少し、今後どういったフレームワークとかプロセスとかスキームか、ということを検討していく方向性であるみたいなことがあるほうがいいのかと感じました。

3点目が、先ほど生貝先生からもありましたが、ターゲティングに関してです。これは結局、突き詰めていくと、プロファイリングであったりとかクッキーの問題であったりとかといった仕組みの問題ということと、それから、それとは別に、何に利用するのかという利用目的という問題とに分けて考えなければならなくなってくると思えますので、そのあたりも、一方的にターゲティング広告というよりも、仕組みあるいは目的といったことによって検討する部分が違うということが考えられるような方向性のほうがいいのではない

いかと思いました。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

木村構成員。

【木村構成員】 ありがとうございます。私からは、利用者ということから、12ページの一番下のところですが、②で、削除などの対応に対して、苦情受付態勢及び苦情処理プロセスを適切に定めて運用することというところがあって、③で実際の対応結果について公開することとありますが、悪意ではなく、どうして自分の記事ですとかアカウントが削除されてしまったのかわからないという利用者もいると思いますので、ここはきちんと透明にさせていただくということは重要だと思っています。

それに関連して、生員構成員からもお話がありましたけれども、14ページでAIのことがありましたが、AIのアルゴリズムが必ずしも正しいとは限らないということは、これまでいろいろな事例で報道されているとおりでと思いますので、AIだけではなくて人間の確認、そして利用者に対するきちんとした説明をするようことをぜひ強調していただきたいと思います。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、手塚先生、お願いします。

【手塚構成員】 全体を見まして、非常にうまくまとまっていると思ひまして、いいかと思ひているんですが、2点ほど質問させていただきます。

まず、18ページのところで、プレーヤーとして、ファクトチェック団体とプラットフォーム事業者という、こういうものが出てくるわけですが、ここの協調関係または緊張関係、この辺のことの表現の仕方として、今、独立性・第三者性を確保するという表現があると思うんですが、これは主体は誰かという、その辺がよく見えないかと思ひまひして、この辺は、今後やっていくときに、こういうファクトチェック団体の在り方というものをどのように我が国の中で構成していくかというのは非常に重要なことになるかと思ひておりますので、その辺も少し表現していただきたいところがござひます。これが、まず第1点目でございます。

それと、25ページでございますけれども、信頼性確保ということで、まず1つは感謝の気持ちがありまひして、トラストサービスの活用という部分が書かれていひるという点では、

トラストサービスワーキンググループ、こういうものをさせていただいているわけですが、そのような内容がうまく書かれていて、連携が図られているかという点で、1つありがたく思っています。

その点で、その上の文章のところで気になったのが、「信頼できる質の高い情報をどのようにインターネット上に増やしていくかを考える際には」、これはそのとおりでございますけれども、「デジタルアーカイブの推進と拡大という観点も意識すべきではないか」、まさにデジタルアーカイブ、これは非常に重要なデータのフローとデータのストック、これをどのように考えていくかというのが非常に重要だと思っています。その点で、デジタルアーカイブというところを、ぜひ「信頼のできる」とか、「安全な」とか、「安心できる」とか、そういう文言を入れていただかないと、デジタルアーカイブさえすれば、そこを例えば改ざんして、後々見たら全然違っている内容になっているとか、そういう危険性があると思いますので、その点はうまく表現していただければと思います。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。このうち1点目はご質問という側面もあったと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

【中溝消費者行政第二課長】 事務局の立場でこの記述を書いたときの趣旨としましては、18ページ目の4ポツ目でございますが、取組が全体的に民間主体であるということがありますので、こういったプラットフォーム事業者あるいはファクトチェック団体との連携というのは、それぞれの主体がお互いに連携を進めていくべきではないかという趣旨を、まず書きました。

ただ、ファクトチェック団体の独立性・第三者性という言葉は、政府からの独立性・第三者性ということもありますし、ファクトチェック団体がプラットフォーム事業者からの独立性・第三者性と、両方の意味を持たせる必要があるのではないかということ在意図して書いてございます。

なお、次のページ、19ページの1ポツ目に、政府の役割とは、政府としてもファクトチェック団体、プラットフォーム事業者の間の連携のための後押しや支援といったことをすべきではないかということ付記しているつもりで書いたものでございます。

【手塚構成員】 わかりました。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

大谷構成員。

【大谷構成員】 ありがとうございます。大変よくまとめていただいておりますので、あまり意見を申し上げるつもりもなかったんですが、特に表現そのものの自由に対する規制に謙抑的な表現を強調していただいている点は、外に出すということを前提にしますと、大変よくなったと思っております。

今後の課題の中でも、私としての一番の関心事というのが、18ページのところにある、ファクトチェック活動の独立性・第三者性を保ちながら、どのように継続的な活動に資する資金源を確保するかというところがポイントではないかと思っております。

活動コストを負担することそのものが、直ちに独立性・第三者性を損なうものではないだろうと思っております。例えば国がファクトチェックの仕組みに関する研究活動などについて研究資金を提供することそのものは、おそらく差し支えないのではないかと考えておまして、資金の提供者からいかに独立してファクトチェック団体が活動できるのかといったこともあわせて、誰が負担するかということだけではなく、その独立性担保と資金源との関係、そのための仕組みというのも引き続き検討していく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

木村さん。

【木村構成員】 セキュリティという観点で、あるニュースが配信されたときに、それをまた改ざんされるというおそれがあるのではないかと、今、発言をうかがっていて思いまして、そういったセキュリティに関する項目が今回あまり書かれていないので、どこかにそういうことがあるとよいのではないかと思いました。

もう1点は、ファクトチェック団体ですけれども、これを読んでいるとそうなのかと思うのですが、ただ、1点、思うのは、ファクトチェック団体は一つではなくて、その団体によって特徴があると思いますので、それぞれが特徴を持って切磋琢磨とか、あと利用者が選択できるような、そのような状況になっていくといいのではないかと、この案を見て思いました。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。今、木村構成員がおっしゃったうち、セキュリティの話は、先ほど手塚先生おっしゃられた25ページのトラストサービスの関係で、おそらくはある程度、今の取りまとめの中で考えているという整理なのかもしれませんけれど

ども、確かにそのご趣旨がもう少し出たほうがいいのかということは、私も感じたところで、ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

全体を伺いまして、今、事務局で用意いただいた取りまとめの方向性について、強いご批判というか、強いご修正というものはなかったと伺っていいと思ったところです。

若干整理をいたしますと、例えば10ページにおいて、ここで「フォーラムを設置し」ということについて、これは何も必ずしも単一集権的なフォーラムを設置するということではなくて、もともとプラットフォーム事業者の中で、例えばメディアなどとさまざまな取組を連携してやられているという例は、既に日本国内でもあることはヒアリングで承知できたところでございますので、そういったものがいろいろ進んでくれば、別に必要はないわけでございます。ただ、全体として協力関係の構築がまだ必ずしも進んでいないのではないかと、あるいは対話の場がまず必要ではないかということで、ここで1個フォーラムを例えば政府もお手伝いする形をつくってみて、そこからさらに次々、いろいろな話し合いが、このフォーラムの場が触媒になっていろいろなものが生まれていく、さらに外側に広がっていくということは、これはもちろん大歓迎の話であらうと思います。あるべき表現の自由の姿だと思っておりますので、その趣旨は出るようにしておいたほうがいいのかと伺って思ったところです。

また、12ページのところでございますけれども、削除等のあり方ということについて、ここではプラットフォーム事業者による適切な対応という観点から、プラットフォーム事業者の側から見ているわけでありましてけれども、インターネット上のさまざまな表現活動の主役は、まずは個々の利用者である。その利用者の知る権利であったり情報発信の自由があって、そして、それを支えるプラットフォーム事業者は社会的基盤なのだ。そして、その健全性を確保するという観点から見たときに、問題があるアカウント等を削除するにしても、ちゃんとした透明性が必要なんだということは、この全体の中で、前から書いてあることですが、特に削除とか消費者保護的な観点も含めて、しっかりこだけ読んでもわかるようにしておいたほうがいいのかと思っております。

また、14ページのアルゴリズム、AIの問題については、若干先ほど議論がございましたし、15ページで申しますと、これも寺田さんからご指摘あったところですが、何か今の段階で自主的スキームが達成されない、あるいは将来的にフェイクニュースの拡散の問題に対して効果がないと認められる場合に、直ちに行政が何か行動を起こすという

ことを、別に今のところ考えているわけでは必ずしもないのではないかと。むしろ、そうであるという場合には、さらに深い立ち入った制度整備も含めた検討はあり得るかもしれないけれども、まずはしっかり民間でやっていただくということであるということだとしますと、この書きぶりは、なまじ強くいろいろなことを書き込みすぎると、かえって要らぬ心配もありそうな気がしますので、表現ぶりについては今後工夫をさせていただければと思います。

それから、16ページの行動ターゲティング広告については、これも寺田さん、生貝構成員、それぞれから問題提起がございました。確かに、およそ行動ターゲティング広告が問題だ、行動ターゲティングという作業それ自体が問題だということなのか、あるいは、それには問題がないんだけど、その利活用の仕方が問題なのではないか。とりわけここで問題になるような、政治的に思想の自由市場を意図的に混乱させるような活用の仕方については、一般の行動ターゲティング問題とは別として、いろいろな対応があり得るのではないかという側面と、しかし同時に、そういう議論をしていくと、行動ターゲティング広告全体にいろいろな波及の効果もある。この辺はさじ加減が難しいところでございまして、個人情報保護法制等を含めて、今、さまざまな議論が進んでいるところでありますので、そういったものとうまく歩調を合わせながら、同時に、繰り返しになりますが、思想の自由市場を混乱させるような偽情報等の問題について、その固有性にも配慮した検討が引き続き続けられるべきだということではないかと思っております。

あとは、18ページで、ファクトチェックの在り方、あるいはファクトチェック団体について、その多元性のような問題も本来期待されるべきことでありましようし、また、その独立性・第三者性の在り方についてもいろいろご意見があったところです。また、ファクトチェック団体は、この日本においても、今、まさに発足して成長過程ということもありますので、どこまでこのような政府のペーパーで書くことが適切かということも含めて、ご趣旨を踏まえた上で、さらに整理を進めていきたいと思っております。

ということで、ひとまずさまざまなご意見を私でも伺ったと思いますが、いかがでしょうか。Iの「フェイクニュース・偽情報への対策の在り方について」は、これまでご議論いただいたことを踏まえて引き続き最終取りまとめに進んでいくということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この件につきましてはそのようにいたしまして、次に、スライドで言いますと27枚目でございます。論点整理(案)の「II. 利用者情報の

適切な取扱いの確保について」、これも事務局からご説明をお願いいたします。

【清水消費者行政第二課企画官】 利用者情報の取扱いに関しましては、中間報告後、包括的検証に関する特別委員会、グローバル課題ワーキンググループとの合同ヒアリングやこれまでの議論を踏まえて、論点を整理させていただいております。

資料の28ページをご覧ください。項目の1でございます。国外事業者に対する通信の秘密の保護に係る規律の実効的な適用及び執行についてでございます。（1）整理に当たっての基本的視点としまして、プラットフォームサービスが国境を越えて展開され、多様なサービスの展開が見込まれる中、我が国の利用者を対象とするサービスであれば、提供主体が国内事業者であるか国外事業者であるかにかかわらず等しく通信の秘密の保護に係る規律を及ぼすことが必要ではないか。国外事業者に通信の秘密に係る規律を及ぼす場合、当該規律に従った適切な取扱いの確保が図られ、その履行確保のための担保措置を設けることが必要ではないか。具体的には、電気通信事業法における国内事業者に対する担保措置と同様の行政規律を及ぼすことが適当ではないか。ただし、行政規律を外国にある者に執行しようとする場合、当該外国の主権に抵触し得るため、執行管轄権の観点で課題が生じること、国外事業者に対する刑事罰についても同様の課題があることから、これらの点に留意する必要があるのではないかと考えております。

次のページに入ります。多様かつ急速に環境が変化する情報通信分野において、通信の秘密に係る規律の円滑な履行確保を実現するには、各電気通信事業者による取組・対応を促すとともに、その取組が十分に機能しなかった場合には行政当局が関与することが適当ではないか。行政当局がどのような場合に事業者の取組・対応が不十分であると判断するのかの透明性・予見可能性を高めることも重要ではないか。各電気通信事業者と行政当局との間の対話・意思疎通の充実も有効ではないかと考えております。

次のページをご覧ください。（2）具体的な方策の在り方としまして、①電気通信事業法に定める通信の秘密の保護に係る規律を国外事業者に及ぼすための措置。我が国の利用者を対象にサービスを提供する場合、提供主体が国内事業者であるか国外事業者であるかにかかわらず等しく利用者情報及び通信の秘密・プライバシーの保護に係る規律を及ぼすことが適当ではないか。具体的には、国外事業者が我が国の利用者を対象として電気通信役務に相当する役務を提供する場合、通信の秘密の保護に係る規律が及ぶよう所要の措置を講じることが適当ではないかと考えております。

続きまして、②国外事業者に対する履行確保のための措置としまして、国外事業者に国

内事業者と同様、通信の秘密の保護に係る規律を及ぼすことが必要ではないか。具体的には、国外事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があると認めるときには、業務改善命令を発することができるようにすることが適当ではないか。

次のページに入ります。③国外事業者による国内代表者等の指定等につきまして、行政規律を外国にある者に執行しようとする場合、業務改善命令等の行政処分に係る国外事業者への文書の送達は当該外国の主権に抵触し得ることから、執行管轄権の観点で課題が生じ得るのではないかと考えられます。行政規律の効果を確実に及ぼすよう、国内代表者等を指定させ、国内での行政規律の執行を確保するほか、法執行の実効性強化のための所要の措置を講ずることが適当ではないか。具体的には、国外事業者による通信の秘密の漏えい等が発生した場合や通信の秘密の不適切な取扱いが疑われるような場合に、上記②の行政規律を国外事業者確実に執行する観点から、国外事業者に対し、事業参入に係る登録又は届出とともに、国内代表者等の指定を求めることとするほか、通信の秘密の漏えいその他総務省令で定める重大な事故が発生した場合、総務大臣に報告することとするともに、法の施行に必要な限度で、報告徴収等ができるようにするなど、行政規律を及ぼすことが適当ではないか。

④刑事罰に代替する措置の検討につきまして、国外事業者に対し刑事罰を適用し、実効的に運用することは、執行管轄権等の観点から困難があり、慎重な検討を要するのではないかと考えられます。しかしながら、通信の秘密の保護の担保が不十分となることは法執行の実効性の観点から適当ではないことから、刑事罰に代替する担保措置として、法令違反行為に関する公表など一定の措置を講じることなどを検討してはどうか。

⑤通信の秘密の保護に係る行政規律（業務改善命令）の発動に係る基準の策定等につきまして、各電気通信事業者がサービスの提供に当たって取り扱うことになる通信の秘密に係る情報については、個々の事業者により異なることから、各事業者の状況に応じて自律的に適切な対応が図られることが必要ではないかと考えられます。自律的な対応が十分に機能せず、通信の秘密の確保に支障があると認められる場合には、行政当局が業務改善命令を機動的に発動することにより、利用者が安心して電気通信サービスを利用できるようにすることが重要ではないかと考えられます。しかしながら、サービスの多様化、複雑化などが進みつつある中で、どのような場合に行政当局の関与を受けることになるかがわからないなどの萎縮効果につながる懸念もあり得るのではないかと考えられます。

したがって、業務改善命令の発動に当たっての透明性及び予見可能性を高めるための措

置を講じることが適当ではないか。具体的には、どのような場合に行政当局が業務改善命令を発動するのか等についての一定の基準や事例を法執行に係る指針として策定・公表してはどうか。業務改善命令が発動され得るケースとしては、通信の秘密に係る情報を含む利用者情報の取扱いなどの方針が利用者にわかりやすく示されていないなど透明性の確保が十分に図られていない場合や、通信の秘密に係る情報の管理態勢・通信の秘密に係る情報の取扱いに関する利用者からの苦情処理態勢が十分に整っていない場合といった例が該当し得ると考えられ、これらの点を含め業務改善命令の発動に係る基準を示してはどうかとしております。

⑥行政当局と電気通信事業者との継続的な対話等を通じた透明性・予見可能性の向上につきまして、次の観点、各電気通信事業者にとっては、法執行に係る指針などを踏まえた法律の解釈や運用についての理解を深められること、行政当局にとっては、通信の秘密に係る情報の取扱いの実態を正確に把握するとともに、新たな技術やサービスの動向を理解することによって、より柔軟かつ機動的な法執行を実現することといった観点から、対話を継続することが適当ではないか。行政当局は、法執行に係る指針等を必要に応じ見直し、その指針を広く電気通信事業者に周知することなどを通じ、利用者情報の適切な取扱いの確保及びその透明性確保・向上や情報管理態勢・苦情相談態勢などの一層の充実が図られるよう、各事業者に継続的に促すことが望ましいのではないかとしております。

次のページに入りまして、項目の2、市場環境の変化を踏まえた規律の適用範囲・対象の見直しについてでございます。まず、①いわゆる「同意疲れ」への対応につきまして、インターネット環境の進化に伴って多様なサービスが展開される中、累次の同意取得が繰り返され、かえって利用者の理解が不十分となる、「同意疲れ」が課題となりつつあるのではないかと。 「同意疲れ」は、より多くの利用者情報が利用者から取得され、その活用の方法が複雑かつ多岐にわたるようになり、同意取得時の説明も複雑でわかりにくくなるといった事情が相まって生じていると考えられるため、当該事情を踏まえ、有効な同意の取得の在り方について、さらに検討を深めることが必要ではないかと。

②端末情報の取扱い。端末情報については、プロファイリングや行動ターゲティングなど多様なサービスやビジネスにおいて活用される一方、通信の秘密やプライバシー保護との関係でその取扱いの在り方が課題となりつつある。端末情報の適切な取り扱いの確保のための具体的な規律のあり方については、欧州のeプライバシー規則（案）の議論も参考にしつつ、引き続き検討を深めることが必要ではないかと。市場構造やデータ流通環境が大

大きく変化することが想定される中で、新しい時代にふさわしい通信の秘密・プライバシーの保護に係る規律のあり方を念頭に置いて、具体的な検討を進めていくことが適当ではないかとしております。

以上となります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。こちらにつきましても、中間報告書及び各種ヒアリング、また、参考資料2にまとめてありますこれまでの構成員からのご意見を総合いたしまして、事務局において論点整理をしていただいたものでありますけれども、これにつきましても自由にご質問あるいはご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

宮内構成員、お願いします。

【宮内構成員】 宮内でございます。1点だけコメントさせていただきたいと思っております。32ページを開いていただけますか。ここの2ポツ目にあります国内代表者、これはぜひ進めていただきたいと思いますし、これまでもそう申し上げてきた次第でございます。このような国内の代表者に対していろいろな法執行をするということは、こちらの電気通信事業法だけでなく、ほかの法律、例えば個人情報保護法等でも結構検討が進んでいる分野だと考えております。

いろいろな制度において国内代表者をそれぞれ設定するというのも、なかなかいろいろな意味で難しい点もあると思っておりますので、法制度としてどうできるかというのはなかなか困難はあるかと思うんですが、いろいろな制度における国内代表者というのを統合して一つの制度に今後進めていくような、そういうことが全体としては必要だと思っております。この報告書にどこまで書けるかというのは難しい点はあると思っておりますけれども、そういう方向性というのをできれば示していただきたいと思いますと思っております。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

今、宮内先生がご指摘の点は、一般的に日本国内で多様なサービスを提供される事業者にとっては、個別の法律ごとにとということになると確かにご負担かと思っておりますけれども、他方で電気通信事業法の規律の関係からすると、その下のポツで、「事業参入に係る登録または届出とともに、国内代表者等の指定を求める」といったものはどうだろうかとのところ整理をしているところでございまして、これは我が国における国内の電気通信事業者について求めているのと、要は同じイコールフットイングの部分というのがあるだろう

とも思います。

いずれにいたしましても、国外の事業者に過剰な負担にならないようにしつつ、他方で、日本国において社会基盤としての適切なサービスを提供していただくといった規律の観点から、この電気通信事業法及び関連する法制において、確かに統一的な取扱いがなされるべきではないかという点は心したいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

大谷構成員。

【大谷構成員】 ありがとうございます。資料で言いますと35ページのところになりますが、通信の秘密の保護についての予見性を高めるために、一定のガイドラインを作成していただき、国外の事業者にもわかる言語と実例をもって示すということが不可欠だと思っております。

この点については、日本の行政当局がどう考えるかということももちろん重要ですし、これまで国内の事業者向けに定められてきたことというのを国外の事業者に適用するため、一定の努力をしなければいけないということも当然だと思うんですけども、同様の行政の業務改善命令の発動などが、国際的にも、どこの国にいても同じような、例えば通信の秘密の保護が図られていないときには、どこの国でも同じように行政からの指導を受け得るといような、国際的なハーモニゼーションというのあわせて追及していく必要があると思っております。現在もそれを定めていくような国際的な枠組みが十分に備わっているかということ、それぞれ各国の制度に大きな差異がある以上、難しいところかもしれませんが、先ほどから議論しているフェイクニュースの問題に係るルールメイキングについて、国際的な制度調和という提言が述べられているところでもありますので、この点につきましても、何をすれば行政からの指導を受けるのかといったガイドラインの中身などについて、国際的な議論を喚起するような取組が望まれるのではないかと思いますので、35ページに限らずですけれども、申し上げました。

以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。今、事務局で後半戦のところ議論したことをまとめた論点整理になっていますので、大谷構成員にご指摘いただいた部分が必ずしもはっきりしていない部分がありますが確かにありますけれども、私どもがまとめた中間報告書では、まさに規律の在り方についての国際的な調和ということが、例えば31ページ等などでもと書いていたところでもあります。その点は、この中間報告書を統合して最終報告をつく

っていく中で、改めてメンションさせていただければと思います。貴重なご指摘、ありがとうございました。

寺田さん、お願いいたします。

【寺田構成員】 こちらも非常によくまとまっていて、わかりやすくなっているかと思うんですが、事業者サイド的な感覚からいくと、海外の事業者に対しての強制性とか罰則性とか、こういったところが弱いのかというイメージがあります。ここに具体的にこう書けとかという、そのようなお話ではないんですが、もう少しこういったことに関しても、今後検討していく罰則等についてみたいの部分があってもいいのかと少し思いました。

それから、37ページですね。「同意疲れ」の件であったりとか、それから端末情報の取扱いの件であったりとかといったところですが、このあたりは、内容的には電気通信事業法だけではなく、個人情報保護法であったりとか、海外との調和でいくとGDPRであったりとか、あるいは通知と同意に関しては、ISOでも国際標準化というのが、今、たしかDISまで来ていると思いますので、こういったところとの整合性といったものをしっかりとっていく必要があるのかと思いました。

それと、もう1点、中間の報告等では共同規制的なアプローチといったものがあつたんですが、今回の報告書の中からはそれが完全に抜けてしまっていて、特にこういった市場環境の変化を踏まえたというこの部分では、共同規制的なアプローチというのは非常に重要なアプローチの一つではないかと思しますので、少しそういったところをどこかに配慮していただけるといいのかと思いました。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。いずれも貴重なご指摘、ありがとうございます。

最後の共同規制の部分について言いますと、要はここで電気通信事業法上の業務改善命令を出すことができるようにする。そして、その業務改善命令を発動する、発動しないということに当たっては、事業者の側で適切な、例えばスライドの35枚目にあるような利用者情報の取り扱い等の方針（ポリシー）をきちんと定めて、利用者にわかりやすく示していただくことを事業者がやっていたらいいことを前提にする。しかし、それがされていない場合には、業務改善命令を発動するんだけど、その業務改善命令の発動に、ただそれだけ言っていると危ないので、業務改善命令の発動の機序を、今度は政府の側がまた、基準や事例をつくっていくということです。要するに「共同規制」という言葉一つだと、いろいろな人がイメージを持つので、それを具体的にこのようにやるんだと落とし

込んできたというのが、この取りまとめの方向性と私は認識しておりますが、この点は、生貝先生、いかがでしょうか。

【生貝構成員】 ありがとうございます。同様の認識でおるところでございます。特に、最近、さまざまところで繰り返し申し上げることもございますけれども、流動的な環境の中でしっかりと物事を安定的に機能させてさらなる改善を図っていくといった枠組みとして、こちらの35ページ、一番下から2番目のポツで示されている、透明性をしっかりと強化・確保していただくこと、そして、そのことについて事業者自身がしっかりと救済の措置というものを自分たち自身で苦情を受けて改善していただく仕組みをつくっていくこと、そして、そういったことを全体として求めながら行政の側がしっかりとモニタリングをしていくという、透明性・救済・モニタリングという3点というものを、ある程度事業者の自主的な取組の幅というものを持たせながら行っていくということが大変重要かと思っております。まさしくそういった枠組みが、最近、さまざまな分野の共同規制で重視される枠組みの一つの在り方なのかと考えております。

そうしたときに、この業務改善命令の指針というところにどういったようなことが書かれるのかということが重要であり、また、ポリシーや救済の在り方というのがちゃんと我が国の国民に正しくわかりやすく伝わっていくといったことを、どのように確保していくのか。今後、具体的な仕組みというものをつくっていく上で、詰めていくべき部分は多いかと存じますが、全体としての枠組みは、私としてはそう理解したところでございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。ということで、生貝構成員にOKをいただきましたので、中間報告書で共同規制的手法を検討するということを書いてきて、その具体的な姿がこれであるということがちゃんと示せるように、寺田さんのご指摘の趣旨を踏まえてまとめていければと、そのことを明確にしていければと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、崎村さん、お願いいたします。

【崎村構成員】 どうもありがとうございます。大変よくまとまっていて感心しております。感謝したいと思います。

1点だけ、寺田先生のご指摘にあった「同意疲れ」とかそういったところにもかかわる利用者情報の取り扱い等のポリシーですね。35ページのところにもかかわってきますけれども、ISOのDISまで来ているという、ISO/IECの29184というもので

ございまして、FDISのドラフトを、私が今日締め切りで出すことになっておりますので、一応、ステージとしてFDISになっております。

【宍戸座長】 最新の情報をありがとうございました。ぜひ事務局にも情報提供をいただければと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

木村構成員、お願いします。

【木村構成員】 ありがとうございます。国外事業者に対する通信の秘密の保護に関するところは、本当にこのとおり、きちんと日本で事業を行っている国内事業者と同様に消費者は保護されるべきだと考えております。と申しますのは、別に統計を取ったわけではないのですが、私の感覚から申しますと、利用者は、これは国外の事業者だから使う、国内の事業者だから使うということではなくて、便利だから使いたいから使うという感じでございまして、何かトラブルがあったときに、え、保護されなかったのという、ことで消費者問題になってしまうのですけれども、現在問題にしておりますのは、比較的大きな国外の事業者を皆さん想定されていると思うのですが、ただ、今後、さまざまな海外事業者がこういった分野に進出してくることを考えますと、今のうちにこうしてきちんと、国内で事業をしている事業者に対しては、国内・国外問わず規律をしていくことが重要ではないかと、消費者保護の観点からも思います。

もう1点は、利用者情報の件ですけれども、「同意疲れ」というところですが、デフォルトでどういうことが同意されているのかということ、きちんとわかりやすくしていただきたいと思います。また、先日、報道などで問題になりましたけれども、サービスの変更で、利用の状態に応じてスコアをするという報道があって、結局それは、同意しないとそういうことはしないと何か変更しましたけれども、そういったように、自分が知らないうちに自分の情報がどう利用されてしまうのかというのをわからないと大変不安に思いますし、それが消費者問題になってしまうと思いますので、そこはきちんと利用者にわかりやすく説明していただけるようにと願っております。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、本日いただいたご意見も踏まえながら、この論点の2つ目、「利用者情報の適切な取り扱いの確保について」も、最終的な取りまとめに向けて議論をさせていただきたいと思います。

それでは、本日の最後の議題といたしまして、資料16-2「トラストサービス検討ワーキンググループ最終取りまとめ（案）」につきまして、手塚主査及び事務局よりご報告をいただきたいと思ひます。

まず、手塚主査、お願いいたします。

【手塚構成員】 本日はトラストサービスの検討結果につきましてご報告の機会をいただき、感謝申し上げます。私が主査、それと宮内構成員が主査代理となりまして、プラットフォーム研究会のもとに設置されましたトラストサービスワーキンググループにて本年の1月に第1回会合を開催して以来、昨日開催しました第15回まで精力的にトラストサービスの制度化の在り方について議論してまいりました。

今後もSociety 5.0の実現に向け、サイバー空間と実空間の一体化が進む中、社会全体のデジタル化に進展が見込まれ、その実現には信頼性のあるデータ流通基盤の確保がますます重要となってまいります。この基盤として、送信元のなりすましやデータの改ざん等を防止する仕組み、これを、トラストサービスにおいて今後は大変重要な役割を担うものと思っております。

また、一方、国際的に見ましても、特にEUにおきましてはeIDASレギュレーションが施行されており、この分野における国際連携も視野に入れた取組が、同じようにますます重要となってくるものと考えております。

このような背景のもと、トラストサービスワーキンググループでは、トラストサービスに関する幅広い課題について議論してまいりましたが、特にタイムスタンプ、eシール、リモート署名、これら3点を中心に、今後の取組の方向性を取りまとめてまいりました。この取りまとめ案の概要につきましては、この後、事務局よりご説明をいただきます。

以上でございます。

【赤坂サイバーセキュリティ統括官室参事官】 それでは、資料16-2をご覧ください。こちらの資料は、昨日のワーキンググループで配付された資料でございます。昨日も構成員から幾つかご指摘、ご意見をいただいております。そちらについては、こちらの資料ではまだ反映されておられませんので、その点ご了承くださいと思ひます。

また、取りまとめ案の本文そのものにつきましては、参考資料の3として添付をさせていただきます。こちら、また後ほどご参照いただければと思ひますが、本日の説明につきましては、資料16-2の概要に基づきましてご説明をさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして、4ページをご覧ください。まず、(1)のところで

トラストサービスの意義をまとめてございます。今、手塚構成員からもご説明がございましたが、Society 5.0の実現に向けて、サイバー空間と実空間が一体化し、社会全体のデジタル化が進展していくと。こういった中で、データについて、送信元のなりすましや、あるいは改ざんを防止する仕組みであるトラストサービスの重要性が増してきている。こういった中で、このトラストサービスの在り方について検討してきたものでございます。

(2)で、今回の検討の対象としたトラストサービス、幾つか並べてございますが、次の5ページに主なものを絵で示しておりますので、5ページをご覧いただきたいと思えます。左上が電子署名ということでございまして、これはデータの作成者あるいは送信元が人である場合に、その送信元、人の正当性を確認する仕組みでございます。これにつきましては、我が国におきましても電子署名法という制度があるところでございますが、後ほどご説明いたしますとおり、例えばクラウド技術の進展といった最新の技術動向に十分制度として対応できていないところもございまして、こういったところが検討課題となっているところでございます。

また、右の上のところでございますが、eシールというものがございます。これは、例えばリアルの世界では、法人・組織が請求書等を発行する場合に、個人の判子、印鑑ではなくて、会社の印、角印というものをを用いて発行する場合、こういったものが多いと思えますが、こういったことをサイバーの世界で実現する仕組みというものがまだなかなかないということで、サイバーの世界でも組織の正当性を確認する手段、こういった枠組みをどう整備していくかということが課題になっております。

それから、左の真ん中のところ、タイムスタンプでございます。こちらは、電子データがある時刻に存在し、また、その時刻以降にデータが改ざんされていないということを証明する仕組みでございまして、これにつきましては、一定の基準を満たす事業者を日本データ通信協会が認定するという、民間の認定の枠組みというものが既に存在をするところでございますが、これについても、なかなか民間の認定のスキームのままでは普及がまだ一定の範囲にとどまっているということで、こういったところは公的な関与が必要ではないかといったところが、課題として議論してきたところでございます。

次のページ、6ページ目でございます。現行のトラストサービスの利用動向につきまして、経団連にアンケートを実施いたしました。上の2つ目の四角のポツのところでございますけれども、回答いただいた会社の中で、まだまだ経団連の会員企業の中でも、電子署

名を含めましてタイムスタンプを利用している企業はまだ半数にも満たない、こういった状況でございまして、まだまだこれから普及拡大の余地があるのではないかと考えているところでございます。

アンケートから幾つか得られた考察といたしまして、例えば1つ目のポツのところでございますが、電子署名につきましては、先ほど申し上げましたように、既に制度的な位置づけがあるということで、利用者が一定の信頼感を持って利用しているということがうかがわれているところでございますが、他方で、2つ目のポツのeシール、こういう組織の認証をする仕組み、これにつきましては、まだ適格な事業者を認定する制度がないといったようなご意見ですとか、あるいは4つ目のポツでございますが、タイムスタンプにつきましても、民間の認定スキームのままでは、サービスの永続性に対する不安ですとか、あるいは国際的な通用性への不安、こういったものが挙げられているところでございます。

また、制度的な枠組み以外にも、サービスに関する手間とかコスト、こういったものを課題として多く挙げられておりまして、ビジネス上の工夫というものがまだまだ求められている段階かと考えているところでございます。

それから、ページをさらにおめぐりいただきまして、8ページ目でございます。トラストサービスについての経済的な効果、これについても試算をしております。2つの観点から試算をしております、1つ目は業務効率化ということでございます。トラストサービスを利用することによって、例えば請求書の処理、こういったものが自動的にできるようになり、こういったことによって大幅な事務の削減・効率化が果たされるのではないかと、例えば経理系の業務については、大企業では1社当たり、大体月に10万時間ぐらいかかっていおりますが、これがトラストサービスをフルに活用していけば、半分の5万時間程度に削減できるのではないかと。あるいは小規模な企業においても、月500時間の業務が3分の1以下の150時間程度に削減できるのではないかとという試算があるところでございます。

また、トラストサービスに係る市場規模全体につきましても、現在、トラストサービスそのもの、それから電子契約等、それに関連する市場を足しますと、2018年時点で大体100億円弱の市場規模があると試算されているところでございますが、これにつきましても、後ほどご説明するようなもろもろの環境整備、制度整備が整って成長が加速されれば、2030年ごろには1,000億円程度の市場規模に拡大するのではないかとという試算が行われているところでございます。

それから、次の9ページ目でございます。こうしたトラストサービスに関する諸外国の動向ということで、EUにつきましても以前にもご説明させていただいたかと存じますが、eIDAS規則というトラストサービスに関する包括的な規則というものが、既に2016年から発効されておりまして、現時点で178の事業者が、適格事業者ということで各国から認定をされているという状況でございます。

10ページ目以降、各国の状況を調査しておりますが、今回、説明は割愛させていただきたいと思いますが、例えば10ページの中ほどにも、フェイクニュース対策とか、あるいはGDPR対応、こういったところにおいてもEUにおいてトラストサービスの利用というのが期待をされていることが、ヒアリングでも我々の調査で出てきておるところでございます。

それで、14ページまで飛んでいただきまして、今ほど申し上げましたトラストサービスの現状に基づきまして、具体的な取組の方向性を検討しておりますところでございます。今回、検討の対象となるトラストサービスでございますけれども、真ん中でございますが、一定のサービスの提供の実態または具体的なニーズの見込み、それから課題が顕在化しておることを踏まえまして、タイムスタンプ、eシール、リモート署名、この3つを中心に、制度の在り方について検討してきたところでございます。

このうちタイムスタンプとeシールにつきましては2つの論点を設定しておりまして、Aといたしまして、例えばタイムスタンプの発行事業者、あるいはeシールの認証局、こういったトラストサービスを提供する事業者について、その信頼性をどう担保していくのかという論点。それから、Bでございますが、そうしたトラストサービスを利用すること自体が、電子文書の送受信とか保存について規定している法令において、有効な手段としてきちんと認められるのかどうか。この2つの論点を設定しておりますところでございます。

それから、リモート署名というのが、先ほど少し申しましたが、電子署名の中で、クラウド環境、リモート環境を活用したような形での電子署名というものでございまして、これについては、まだまだ電子署名法上に位置づけられていないということでございますので、その位置づけについてが論点ということで検討を進めてきたところでございます。

次の15ページ目でございます。こういった検討を進めていくに当たっての基本的な考え方というところでございます。先ほどの論点のAということで、トラストサービスの提供者、この事業者についても信頼性をいかに確保していくかというところでございますが、利用者が信頼のおける事業者であるかどうかということを経営的に判別できるようにする、

こういったことが必要ではないかということが1つ。それから、それを容易に判別するようになるためには、国の一定の関与が必要ではないかと。それによって信頼性の担保をしていくことが必要ではないかと。こういった考え方をベースに議論を行ってきたところでございます。

16ページ目でございますが、その際の具体的な検討の視点ということで、①のところには4つほど視点を述べております。1つ目が、トラストサービスの提供者、こういったものを評価するに当たって、客観的な基準というものをきちっと策定・公表していく必要がある。そして、そうした基準に基づいて、その基準への適合性というものを第三者が評価・認定する、こういった仕組みをきちんとつくっていく必要があるのではないかとということが1つ。

それから、(イ)のところでございますけれども、適合性が認められた事業者につきましては、きちんとそれがわかるような形で利用者に情報提供していくことが必要であろうということで、トラストサービスを横断するような形で一覧性がある、また、機械でも自動処理できるような形で、きちんと公表していくことが必要ではないかという視点が2つ目でございます。

それから、(ウ)のところでございますが、こうした分野は技術革新が著しいところでもありますので、そうした技術基準については適切に整備していくことが必要ではないかという観点が3つ目。

それから、(エ)の4つ目でございますが、EU等の動向もございまして、海外との相互運用性、こういったものにもきちんと留意していく必要がある。

こうした観点から検討を進めてきたところでございます。

17ページ目以降が、個々のサービスについての検討の方向性でございます。まず、タイムスタンプでございます。タイムスタンプにつきましては、国税関係書類では一定の利用が進んでおるところでございますが、なかなかそれ以外の分野ではまだまだ利用が進んでいないということで、例えばここでは建築の例を述べておりますが、設計業務自体は電子化が行われていても、その設計図書を保存するという段階になると、紙で打ち出して保存するということが、結構、業界ではまだ行われているようでございまして、なかなか業務から保存の段階まで電子化が貫徹されていない例が見られます。こうした中で、このタイムスタンプを広げるための制度の在り方ということで検討を行ったものでございます。

論点につきましては、先ほど申し上げましたとおり2つございまして、Aとしましては、

この真ん中のタイムスタンプ発行事業者、この信頼性をどう担保していくのかということが、論点の1つ目。それから、Bといたしまして2つ目の論点としては、タイムスタンプの利用について、この電子文書の保存等について規定している法令において、これが有効な手段として認められるのかどうか。ここを2つ目の論点として整理をしているところでございます。

まず、1つ目の論点につきまして、18ページ目でございます。これまでワーキングにおきましてヒアリングあるいはアンケート調査を行ってきたところでございますが、そこで寄せられた意見として、例えば上でございますけれども、今の民間の認定の仕組みのままでは、なかなか制度の永続性に不安があると。タイムスタンプといいますと、データを10年、15年保存していく際に使うものでございますので、サービスの永続性という観点で不安があるといったようなところですか、あるいは、3つ目の矢印にございますが、例えばタイムスタンプは知財等にも使われる場合がございますけれども、海外において、民間の認定スキームのままでは通用するのかどうか、こういったところでの不安があるといったようなことが寄せられているところでございまして、下の囲みでございますけれども、利用者が安心して利用するためには、国が何らかに関与することで、その信頼に裏付けを与えることが重要ではないかと考察をしているところでございます。

19ページ目でございますが、国が関与するという場合に、2つの手法が考えられるかというところで、2つ並べてございます。①といたしまして、国が直接その事業者を認定するパターン。それから、②として、国は基準の策定にはかかわるけれども、認定そのものは民間等に委ねると。こういったやり方があると考えております。①の例であれば、先ほど申しました電子署名法に基づく認証局の認定制度、これは国が直接認定をしているものでございまして、こういったものがあるところでございます。②のものとしたしましては、昨今では例えば情報銀行といった例ですとか、現行のタイムスタンプ制度、こういったものについても、民間ベースでの認定が行われているところかと思えます。

それぞれにメリット・課題があるかと考えておりますが、今回、このタイムスタンプにつきましては、次の20ページにございまして、既にタイムスタンプにつきましては、日本データ通信協会により民間の認定制度が14年ほど運用されてきている中で、まだまだなかなか課題があって普及が進んでいないと。それが、国による信頼性の裏づけがない、そうした中で国際的な通用性に不安がある、こういったところの懸念があるということでございますので、より信頼性の高い措置を講ずることによって普及を促していく必要があ

るのではないかということで、今回、国が信頼のおけるサービス事業者を直接認定する仕組みを設ける、こうしたことが適当ではないかとしているところでございます。

その際でございますが、「なお、」のところでございますけれども、国が認定する仕組みを構築する際には、立法によらない例というものも幾つか散見されるところでございますので、今回もそのような仕組みによって対応することが可能と考えているところでございます。

それから、21ページ目でございますけれども、論点のBでございます。利用において有効な手段として認められるかどうかということでございます。これにつきましては、一番下のポツにございまして、最終的には、例えば今の現行のタイムスタンプにおきましても、電子帳簿保存法という法律の施行規則において、日本データ通信協会の認定を受けた事業者が発行するタイムスタンプの使用というものが明確に規定をされていると。これに基づいて、国税関係書類においては一定の利用が進んでおるといった実態もございまして、これ以外の分野におきましても、それぞれの業界・業法を所管する省庁においてタイムスタンプの利用が有効な手段として認められるように働きかけていくことが有効と考えているところでございます。

22ページ目に進みまして、こちら、eシール、組織向けの認証の仕組みについてでございます。こちらについての現状の課題でございますが、今後こういったeシールの仕組みが整備されることによって、大量の文書やデータについて人手を介さずに自動的に処理すること、こういったことによって業務効率化をするニーズというのが高まることを見込まれるところでございます。

この点、2023年度に消費税についてインボイス制度というものが導入されることになっておりまして、こういった請求書の処理というものがより煩雑化するということも見込まれるところでございまして、先ほどの経団連のアンケートにおきましても、こういったインボイスへの対応においてeシールみたいな仕組みがあれば、コストが見合えば利用したいというものを大多数回答をいただいているところでございまして、こういった業務の効率化に向けて、eシールというものへの期待が非常に一定程度見込まれるのではないかと考えているところでございます。

23ページ目でございますが、その際の論点といたしまして、これも先ほどのタイムスタンプと同様でございますが、1つ目の論点としましては、上の赤の囲みでございます。eシールのために必要となる電子証明書を発行する認証局、この信頼性の担保をどうする

かということが1つと、それから下の論点Bでございますが、eシールの利用が、電子文書の保存等について規定をしている法令等において有効な手段として認められるのかどうか。こういったところを論点として整理をしているというところでございます。

このAにつきまして、24ページ目でございますが、ワーキングにおけるヒアリング等で寄せられた意見でございますが、なかなか制度的な位置づけがないと広がらないというご意見が多数寄せられているところでございまして、下の囲みにもございますけれども、こういったeシールの導入・普及を進めていくためには、その信頼性について裏付けを与えていくことが重要としておるところでございます。

具体的な考え方としまして、25ページ目でございます。これは先ほどのタイムスタンプと同じように、こちらについても、国の関与という場合に、国が直接認定する場合、それから、国は基準の策定にかかわった上で、民間等に認定を委ねる場合が考えられるかと思いますが、このeシールにつきましては、26ページ目でございますけれども、2つ目の四角でございますが、まだまだeシールというものにつきましては、サービスそのものの内容ですとか、あるいは技術、こういったものについて、まだ我が国においてきちんと確立しているとは言えない段階でございまして、まだ広く利用も提供もされていないところでございますので、いきなり国の認定制度に位置づけるということではなくて、まず信頼のおけるサービス、事業者を認定する枠組み、こういったものは民間で創設していただきたいと考えておりまして、それに向けまして、技術上・運用上の基準、あるいはその認定の仕組みというものについて、国としても検討していくことが適当ではないかとしておるところでございます。

それから、27ページ目でございます。これは論点のBのところでございますが、これにつきましても、先ほどのタイムスタンプと同様に、eシールの利用というものにつきまして、一番下の四角のポツでございますけれども、電子文書の保存等について規定している法令を所管する各省の省令・告示等において、eシールというものをきちんと明確に位置づけてもらえるように、それぞれの省庁に働きかけていくことが必要としておるところでございます。

その他、省かせていただきまして、29ページ目から、3つ目の論点でございますリモート署名でございます。こちら、先に30ページ目の絵をごらんいただきたいと思いますが、けれども、現行、電子署名の仕組みとして主に行われているものが、左側のローカル署名と書いてあるものの、特に(1)のところイメージしやすいんじゃないかと思いますが、

この電子署名を打つ際に署名鍵というものが必要になってくるんですが、この署名鍵というものをICカードの中に格納して利用者が手元に置くと。こういった形を念頭において、この電子署名法という制度ができているところでございます。

それに対して、今、右側のリモート署名という形が広がりつつあるところでございまして、これは先ほどの署名鍵というものが、真ん中のオレンジのところのリモート署名事業者のサーバーの中に格納されておりまして、利用者がオレンジのサーバーにアクセスをして、それで、このサーバー上に格納されている鍵を活性化させて署名を打つと。こういったやり方でございます。これによって利用者がわざわざ鍵を持ち歩く必要がないといった形で、今、いろいろテレワーク等も広がりつつありますが、どこからでも署名ができるんじゃないかという利便性もあって、今、広がりつつあるところでございまして、EUの先ほどのeIDASにおきましても、このリモート署名というものが位置づけられているところでございます。

これで29ページに戻っていただきたいと思いますが、ただ、リモート署名ということで、手元に鍵がないと。外にあるものにアクセスをして行うことになりますので、このリモート署名について、どのような要件を満たせば電子署名法上に位置づけられるのかどうかということについて、現状、制度的な整理が明確ではないということで、議論をしておるところでございます。

この点につきまして、3つ目の箱のところでございますが、日本トラストテクノロジー協会という、JT2Aという民間の団体におきまして、リモート環境にアクセスする際の技術的な要件、これについてのガイドラインを、今、整備をしておるところでございます。我々としては、このガイドラインというものを前提に議論を進めてきたところでございまして、この方向性につきましては31ページのところをご覧いただきたいと存じます。

今、JT2Aにおきましてガイドラインの策定・公表の作業を進めておるところでございます。まず我々としては、このJT2Aのガイドラインというものが、よりわかりやすいものであって、かつ、このガイドラインに基づいて、第三者が適格な事業者というものをきちんと評価できるような、こういった枠組みに資するものになるようにということで、JT2Aの作業を進めていただきたいと考えております。

その上でということでございますが、一番下の四角のポツのところには矢印3つ並べておりますが、そうした民間で整備される技術的なガイドラインについて、我々、電子署名法の主務省庁においても、このガイドラインについての内容の精査をした上で、実際にガイ

ドラインの運用状況というものを今後モニタリングしていくと。こういったものを踏まえた上で、リモート署名というものが、電子署名法上、どのように位置づけることができるのかということについて、今後、検討の具体化を図っていきたいと考えておるところでございます。

32ページにつきましては、その他のトラストサービスについて幾つか並べております。これらにつきましては、まだなかなか、サービスの具体化ですとかニーズの顕在化、こういったものがまだ十分に進んでいないのかというところで、そういったものがまた見えてきた段階で継続的に検討することが必要ではないかということで、まとめておるところでございます。

というわけでございまして、今回、トラストサービスが今後の社会全体のデジタル化を進めていくための基盤となり得るのではないかということで、その制度化についてご議論いただいたところございまして、総務省といたしましても、今回の取りまとめを踏まえて、その認定の仕組みの具体化を図っていきたいと考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ただいまご報告いただきました「トラストサービス検討ワーキンググループ最終取りまとめ（案）」につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、どこからでもよろしくお願いいたします。

宮内先生から何か補足はございますか。

【宮内構成員】 現在、EU等では非常に広く制度的にこういったトラストサービスをやっている中で、日本でどうしていくかというのをいろいろと考えてきた次第でございます。日本においては、トップダウンにEUな制度をつくるというのは性急には難しいだろうということもありまして、現在のそれぞれのトラストサービスの現状に合わせたさまざまな検討をしたのが、今回の取りまとめだと考えていただければよろしいかと思えます。

私からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

崎村構成員、お願いいたします。

【崎村構成員】 大変よくまとめていただき、ありがとうございます。2点ありまして、まず1点目は質問に近いんですけども、例えば27ページ、前にもあったような気がしますが、論点Bについてです。私、論点Bのほうが論点Aよりも重要だと思っていて、論点Bが確保されないと使わないかと思うんですが、「電子文書の送受信・保存について規

定している法令を所管する省庁において、有効な手段として認められる e シールの要件をそれぞれの省令・告示等で具体的に規定するよう、e シールのサービス提供状況や認定の仕組みの検討状況を踏まえつつ、所轄官庁に働きかけることが有効である」という書き方になって、これは多分、e IDAS というのは、いきなりまず 1 段目として、電子的であるということに、e シールもタイムスタンプもそれぞれそうですけれども、例えば e シールだったら第 35 条ですね、電子的であるということをもってして、法的手続の中での有効性は否定してはいけないとバーンと書いてあって、その上で、さらにシグネチャーの場合には、その有効性はデフォルトで想定されるという形で書かれているんですけども、このように書いてあると、みんなすごくわかりやすいですね。ただ、日本の中ではそのような包括的な立て付けにすることは難しいということで、こういった各省庁の省令・告示等で具体的に規定するようという書きぶりになっているんでしょうかというのが質問の 1 点です。

もう 1 点は技術についてですけれども、これも e IDAS がすごく参考になると思っていて、例えばタイムスタンプについて、これは第 42 条かな、インプリメンテーションアクトの中で標準の番号を指定することができるというように書いてあるんですけども、だからこの場合、E T S I の番号を指定したりするんでしょうけれども、そうすると、ちゃんと認められた標準化の手続に従ってつくられた標準番号を指定するというのは、かなりパワフルなやり方であると思うので、そういったことも今後検討していくことができないだろうかというのが 2 点目の質問になります。

【宋戸座長】 それでは、まず事務局、いかがでしょうか。

【赤阪サイバーセキュリティ統括官室参事官】 まず、1 点目ですけれども、今の日本の法的な枠組みですと、e 文書法があって、その中で各省が例えば文書の保存等を義務づけたりしているものについて、それは紙でなくても、電子的にやってもいいですよということが法律上規定されております。

ただ、電子的にやってもいいですよというときに、どういう手段であればいいかということは、それぞれの法律を所管する各省において省令等で定められているという建て付けになっておまして、それが先ほどの例えば電子帳簿保存法であれば、施行規則の中で、領収書について、紙でなくて、領収書をスキャナーで例えば取って、電子的に保存してもいいですよ。ただ、その場合には、データ通信協会が認定するタイムスタンプ事業者のタイムスタンプを使ってくださいということが省令で書かれているという建て付けになっ

ております。

それが、今申し上げた国税のところでは、省令でそういう、このタイムスタンプを使ってくださいということが明確に書いてあるんですが、他省の中ではそういった位置づけがそこまで明確に書かれていない場合が多くございまして、なかなかこういった技術を使えば、電子的に保存した場合でも有効と認められるかということが、必ずしも明確になっていない場合が多いということで、なかなか利用が進んでいないと。本当にこのタイムスタンプを使って、これがちゃんと後々有効と認められるかどうかということの不安があるということで、そうした不安からなかなか利用が進んでいないんじゃないかという声が上がってきたところございまして、そういった意味では、今回、何らか国の関与を強めたこういったトラストサービスについて、制度的な枠組みをつくることによって、各省においてもそれを引用しやすくなるような環境がつかれないかと考えているところございまして。

それから、2点目につきましては、これは今回の取りまとめを受けまして、制度の具体化につきましては、また別の場を設けるなりして、早急に検討を進めていきたいと思っております。頂戴したいろいろな技術的な観点等も、EU等、先行しているものもありますので、そういったところも参考にしつつ、当然、国際的な相互運用性とか調和という観点もありますので、そういったところを重々参考にしながら、制度の具体化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

【宋戸座長】 手塚先生から何か補足はございますか。

【手塚構成員】 今、事務局から言った具体的なところはそうですけれども、多分、もうちょっと包括的なご質問の要素もあるかと思って、付け加えさせていただくと、特に技術のお話になりますと、16ページのトラストサービスの信頼性確保に関する検討の視点ということで、(ウ)のところ、トラストサービスに関する技術基準の整備・維持、こういうことをあえて書いてございます。これは結構日本の法律などでは見受けられるのは、個々にそれぞれの法律の中に、基準等で具体的に技術要素も書き込むということが多いかと思うんですね。そうすると、技術の進展とのスピード感の違いというのが出てくると。そういう点で、EU等は結構ETSIを参照して、そこから先は技術標準を見るということで、法体系もそのような技術標準とのうまい組み合わせをやっているということは感じています。

そういうようなことも中では議論をしておりまして、そういうことを踏まえて、こうい

う表現をさせていただいていますので、これは大きな話になりますので、単なるトラストサービスだけの議論ではないとは思っていますが、重要なご指摘だとは思っております。

以上です。

【宋戸座長】 宮内構成員、お願いいたします。

【宮内構成員】 一般的に電子文書であるという理由で効力を否定してはならない。確かにそういうことがEUのeIDASにもありますし、米国の法律の中にもそういうことが書かれているということがあります。日本では、一般的には電子文書というのが紙と同等だという、そういった法律はないんですけれども、逆に考えますと、日本では、紙でなきゃいけないというものが個別に法律に書かれていまして、そういう個別の法律に対して、これは書面でなければならないと書いてあるときにそうですけれども、この個別の法律に対して、かなり多くのものが電子的でもいいという、そういう対応をしてきたというものがありますので、必ずしも包括的に電子的なものの効力を否定してはならないと書くまでの必要があるかというのは、今のところよくわからないところであります。

また、国によっては、特に法令で別に定めない限り、電子的だという理由だけで効力を否定してはならないと書いている国もあるんですけれども、これですと、今の日本の状態と実際には全く変わらないという、そういうことになりますので、そういうような観点も踏まえまして、包括的な法律がここで本当に必要なのかというのは少し疑問があるということで、今回みたいな進め方になったと。このようにご理解いただければいいと思います。

それから、eシールですけれども、これはそもそも、紙であっても、こういう角印ですとか丸印に関する法的な位置づけというのははっきりしていないところで、どうやってeシールを日本の法制度の中に持ってくるかって、非常に難しい点がありまして、そういう意味で、今みたいな進め方をせざるを得ないのかと。こういうことで進めているとご理解いただければと思います。

以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。さらに、いかがでしょうか。

このトラストサービスの件は、これでよろしゅうございますか。

ありがとうございます。この間、このトラストサービス検討ワーキンググループは非常に精力的にご審議をいただきました。取りまとめをしていただきました手塚構成員、それから宮内構成員に御礼を申し上げたいと思いますし、また、この資料で言いますと34ページに、大変多くの方々がこの最終取りまとめにかかわってくださったということで、最

終版はこれからさらにフィックスされるということでございますけれども、その御礼を申し上げます。

本日の議論を踏まえまして、事務局において、このプラットフォームサービス研究会といたしましての最終報告書（案）をご準備いただき、次回会合においてご議論をいただきたいと考えております。

その他、事務局からご連絡がありましたら、お願いいたします。

【清水消費者行政第二課企画官】 次回の会合の日程につきましては、別途、事務局より皆様にご連絡差し上げたいと思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。これにて、予定されました本日の議事は全て終了となります。

以上で、プラットフォームサービスに関する研究会第16回会合を終了とさせていただきます。本日もお忙しいところ活発にご審議をいただきまして、ありがとうございました。